

千葉県社会福祉センター管理規則（案）の制定について

健康福祉部健康福祉指導課

1 趣旨

この規則は、千葉県社会福祉センター設置管理条例（令和3年千葉県条例第34号）の規定により、千葉県社会福祉センターの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 概要

（1）施設の概要

- ①施設の名称 千葉県社会福祉センター（千葉市中央区千葉港4-5）
- ②開館予定日 令和5年4月1日
- ③運営形態 指定管理

（2）制定内容

①利用の対象者等の定めのある施設

研修室、会議室、講師控室等

②利用の申込み

利用の承認を受けようとする者は、以下の期間内に、利用申込みをしなければならない。

○社会福祉を目的とする事業等の推進のために利用する地域住民等

利用を開始する日前3月の日の属する月の初日から利用の日の3日前まで

○上記の者以外

利用の日前1月の日の属する月の初日から利用の日の3日前まで

③開館時間等

午前9時から午後9時まで

ただし、福祉情報センターは、午前9時から午後5時までとする。

④休館日

年始休館日 1月1日から3日まで

年末休館日 12月29日から31日まで

臨時休館日 特別の事情により、指定管理者が休館を必要と認めて、知事の承認を受けて定めた日

福祉情報センターについては、毎週月曜日を定期休館日とする。

上記の休館日であっても、指定管理者が特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて、千葉県社会福祉センターの全部又は一部を開館することができる。

⑤その他

その他必要な事項について、定めるものとする。

3 施行予定日

令和5年4月1日